

大和市告示第41号

行政組織の改正に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

行政組織の改正に伴う関係要綱の整理に関する要綱

(大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱(平成23年大和市告示第108号)の一部を次のように改正する。

別表収納課の項中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に改め、同表情報政策課の項担当課の欄を次のように改める。

デジタル戦略課

(大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部改正)

第2条 大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成18年大和市告示第158号)の一部を次のように改正する。

別表街づくり計画部長の項を次のように改める。

街づくり施設部長

(大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱の一部改正)

第3条 大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱(平成15年大和市告示第121号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号を次のように改める。

(1) 環境施設農政部長

第6条第3項第7号を次のように改める。

(7) 廃棄物対策課長

第6条第4項中「環境農政部長」を「環境施設農政部長」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。